

# 予 算 特 別 委 員 会 (全体会)

日 時 令和3年3月5日(金)午後 時 分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 正副委員長の互選について

## 2 その他

- (1) 審査日程(案)について
- (2) 審査(案)について

## 令和3年3月 予算特別委員会審査（案）

### 1 審査日程 別紙のとおり

### 2 審査方法（分科会方式）

#### （1）審査（3/10～17）

##### ①執行部説明・質疑

- ・常任委員会単位を分科会とし、所管（部・室）ごとに審査を実施する。
- ・冒頭で、重点施策及び指摘要望事項・事務事業評価結果の反映状況について説明。その後、「当初予算（案）施策の概要」（ファイル綴じ）等により、すべての説明を受けた後、質疑を実施する。

##### ②市長質疑項目の抽出

- ・上記①に引き続き、各部・室ごとの審査において、各分科会で市長質疑項目の抽出を行う。（必要がある場合に限り、執行部に意見を求める。執行部は市長質疑項目の抽出を終えてから退出。）
- ・市長質疑項目については、下記の内容を基本に抽出し、分科会で整理する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・なお疑義があるもの</li><li>・掘り下げ審査すべきもの</li><li>・議案の賛否に影響するもの</li></ul> |
|---|

#### （2）市長質疑項目の決定（3/15）

- ・各分科会において抽出・整理した市長質疑項目を、全体会で最終決定。
- ・市長質疑項目を執行部へ送付。（3/15 15:00）

#### （3）現地視察

- ・予算審査に係り現地視察（市内）を実施するか、検討のうえ決定。（3/15）
- ・実施する場合は3/16 9:30からの予定。（視察時には執行部も出席）

#### （4）市長質疑（3/16 13:00）

- ・全体会において、市長へ質疑し答弁を求める。
  - ◇市長質疑は予算審査を総括し、提案者である市長への質疑と位置付ける
  - ◇「疑義のあるもの」「議案賛否に影響するもの」等、さらに「政策的判断を求めるもの」を質し、委員が共通して理解することを目的とする

<運用>

市長質疑では、送付した質疑項目に対する市長の一括答弁の後、一問一答方式による質疑・答弁を実施

#### （5）討論・採決

- ・分科会（3/16 午後）
- ・全体会（3/17 午後）